

〔別紙〕

様式1

事業報告書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 花田神経内科クリニック
 - ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 - ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 - その他
 - ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 兵庫県神戸市垂水区東舞子9番9号マリタイム舞子201
- (3) 設立認可年月日 平成13年4月20日
- (4) 設立登記年月日 平成13年11月20日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	花田 進	
理事	花田 佳奈子	
同	猪飼 麻依子	
監事	西井 淑子	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	花田神経内科 クリニック	6140005003706 2810804357	兵庫県神戸市垂水区東 舞子町9番9号マリタ イム舞子201	

様式 2

法人名 医療法人社団花田神経内科クリニック

※医療法人整理番号 0 1 1 9 3

所在地 兵庫県神戸市垂水区東舞子9番9号マリタイム舞子201

財 産 目 録

(令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額	61,402 千円
2. 負 債 額	19,120 千円
3. 純 資 産 額	42,282 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	27,160
B 固 定 資 産	34,242
C 資 産 合 計 (A+B)	61,402
D 負 債 合 計	19,120
E 純 資 産 (C-D)	42,282

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人社団花田神経内科クリニック

※医療法人整理番号 0 1 1 9 3

所在地 兵庫県神戸市垂水区東舞子9番9号マリタイム舞子201

貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	27,160	I 流動負債	19,120
II 固定資産		II 固定負債	0
1 有形固定資産	7,919		
2 無形固定資産	23,233	負債合計	19,120
3 その他の資産	3,090	純資産の部	
		科 目	金 額
		I 基金	17,000
		II 利益剰余金	25,282
		純資産合計	42,282
資産合計	61,402	負債・純資産合計	61,402

法人名 医療法人社団花田神経内科クリニック

※医療法人整理番号 0 1 1 9 3

所在地 兵庫県神戸市垂水区東舞子9番9号マリタイム舞子201

損 益 計 算 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	72,061
2 事業費用	75,688
本来業務事業損失	△ 3,627
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損益	△ 3,627
II 事業外収益	2,241
III 事業外費用	0
経常利益	2,241
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	△ 1,386
法人税等	△ 185
当期純損失	△ 1,571

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団花田神経内科クリニック
理事長 花田 進 殿

私は、医療法人社団花田神経内科クリニックの令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月25日
医療法人社団花田神経内科クリニック
監事 西井 淑子